

1. 学校生活のこと

- (1) 8時10分までに登校し、教室の自分の席に着席すること。
- (2) 下校時(部活終了時)は寄り道をせず、速やかに帰宅すること。
- (3) 誰に対してもあいさつや返事はしっかりと丁寧にすること。
- (4) 校内の美化につとめ、整理整頓を心がけること。
- (5) 他学年の教室や特別教室に勝手に出入りしないこと。
- (6) 登校後は勝手に外出しないこと。(忘れ物は取りに帰らないことを原則とする)
- (7) 教室内や廊下では静かに過ごすこと。
- (8) 校内の物を壊した場合は、速やかに先生に連絡すること。

2. 学習のこと

- (1) 毎日の授業を大切にする。(自分や仲間の学力保証の為)
- (2) チャイムが鳴り終わるまでに着席し、教科書・ノート等は休み時間に準備しておく。
- (3) 姿勢を正しく意欲を持って授業を受ける。
- (4) 忘れ物をしないように、前日に家で準備と確認をする。
- (5) 授業中、立ち歩き・私語はしない。
- (6) 机上や公共の物に落書きをしない。
- (7) 授業に関係ない物は持ってこない。
- (8) 予習・復習・課題等の家庭学習をしっかりとすること。

3. 自転車通学のこと

- (1) 全校生徒、自転車通学が可能。
- (2) 使用する自転車は学校の許可を受け、ステッカーを貼ったものに限る。※特殊ハンドル(ドロップハンドル等)や危険性が高いと思われる自転車は許可できない。
- (3) ヘルメットを必ず着用し、あごひもをしめ、交通ルールを守って登下校すること。※通学以外でも自転車に乗る場合はヘルメットを着用すること。
- (4) 登校後は決められた場所に自転車を整頓して置くこと。
- (5) 自転車の改造はしない。(荷台やハンドルを曲げたり、2人乗りを補助するステップの取り付け等)

4. 欠席、遅刻、早退、見学等のこと

- (1) 遅刻、早退、欠課、見学等の場合は、事前に学級担任や担当教科の先生に届け出ること。
- (2) 欠席(病気、通院、家庭の事情等)する場合は、必ず保護者から学校に連絡をいれてもらうこと。

5. 所持品のこと

- (1) 所持品は通学用バック(自由)に入れて持参し、自己管理をすること。
- (2) 所持品には氏名を明記し、学習上不必要的物は持ってこない。
- (3) 金銭は特に必要な時以外は持ってこない。必要になった時には、先生に申し出ること。
- (4) 物の売り買いや貸し借りはしないこと。
- (5) 携帯電話・スマホは許可制とし、学校に許可された携帯電話・スマホを持って来た場合には朝、先生に預け、放課後返却してもらう。使用は家庭連絡のみとする。

6. 校外生活のこと

- (1) 外泊は禁止。ただし、保護者同伴、同意においては保護者の責任のもと可とする。
- (2) 深夜の外出禁止。※午後10時～午前5時までの外出は青少年保護育成条例において禁止されています。
- (3) 交通規則を守り生活すること。
- (4) 公共施設の使用にあたっては、許可を得て、規則に従って使用する。

7. 頭髪・装身具のこと**(男女共通)**

- ・中学生らしく、清潔で自然な髪型とする。
- ・前髪は、目にかかるないようにする。
- ・パーマ、カール等の髪型の変形は禁止する。
- ・脱色、変色等は禁止する。
- ・ムース(ヘアスプレー)、ヘアクリーム等の整髪料は使用しない。
- ・まゆそり、まゆ抜き等の眉毛の変形は禁止とする。
- ・ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装身具は認めない。
- ・化粧はしない。

(男子)

- ・長髪の場合は、横も後ろもきれいに整え、耳や襟にかかるないようにする。
- ・前髪等、頭髪を立てた髪型をしない。※部活動引退まではスポーツをするのにふさわしい髪型を心がける。

(女子)

- ・肩に触れない程度に切る。伸ばした場合は束ねてとめる。
- ・ヘアピン及びゴムは黒・紺・茶とし、ヘアピンは4本までとする。

8. 服装(制服)のこと

着用期間(原則)	4月…冬服	5月…合服	6~9月…夏服	10月…合服	11~3月…冬服
----------	-------	-------	---------	--------	----------

(男子)

- 冬服** ・学校指定の【標準型】学生服、ズボンとする。
・ボタンは前5個、袖2個とし、ボタンは全部しめる。
・学生服の下は原則、合服とする。上着を脱いだ時は、合服とし、合服を着ていない場合は、学生服を脱ぐことはできない。

- 夏服** ・白半袖カッターシャツ、ズボンとする。
・カッターシャツは外に出さないこと。
- 合服** ・白長袖カッターシャツ、ズボンとする。
※長袖シャツをまくる時には丁寧に折って肘までまくることとする。
・カッターシャツは外に出さないこと。

- **ズボン** ・ズボンは、ストレートでノータック又はワンタックとする。”腰パン”をしない。

- **ベルト** ・黒の無地とし、ベルトの留め金は1つのものとする。「飾り穴」付きは禁止。

(女子)

- 冬服** ・学校指定のセーラー服(濃紺・3本白線・白リボン)、スカートとする。
・防寒のためのタイツ(黒)は着用可とする。
・カーディガン(華美でないもの)の着用は可とする。

- 夏服** ・白半袖カッターシャツ、スカートとする。
・カッターシャツは外に出さないこと。
- 合服** ・白長袖カッターシャツ、スカートとする。
※長袖シャツをまくる時には丁寧に折って肘までまくることとする。
・カッターシャツは外に出さないこと。

- **スカート** ・スカートの丈は、ひざが隠れる長さとし、極端に丈が短いものや長いものは禁止とする。

(男女共通)

- 下着** ・下着は白の無地とする。(ワンポイント可) 学校指定の体操用シャツやTシャツも可とする。
- 重ね着** ・冬服の時、学生服・セーラー服の下にトレーナー類を着ても良い。ただし、外からは見えないように着ること。※フード付きは不可。

- 靴下** ・白の無地またはワンポイントとする。※ルーズソックスは不可。
- 通学靴** ・運動靴(体育時用可能な靴)とする。白を基調とし、ひも(白)靴であること。ラインやマークは基調の白より少ない割合(大きさ)であること。※ハイカットは不可。

※陸上大会・駅伝大会・校内マラソン大会用の靴(あまり華美でないもの)の使用を認める。※練習時

- ・雨天時は長靴も可とする。長靴の規定は特に設けない。
- 防寒着** ・ラバーコート(学校指定)の着用は可とし、下駄箱(生徒用玄関)での脱着とする。校舎内での着用は原則認めない。

※体調不良等で先生の許可を得た場合に限り校舎内での着用を可とする。

・手袋(派手でないもの)、ネックウォーマー(黒・紺・グレーで無地)は可とする。ただし、下駄箱(生徒用玄関)での脱着とし、校舎内での着用は認めない。

・マフラーは不可。※自転車通学時の事故防止のため

9. その他 ・生活規則について判断がつかないことが出てきた場合は、前文を基本に、執行部、生活部において討議し、職員会にて判断するものとする。**10. 購入先** ○制服・上履き 【タニモト海南店】 徳島県海部郡海陽町大里字上中須69-2 ☎0884-73-1028

○体操服・体育館シユーズ・ラバーコート 【カメイクラブ】 高知県室戸市領家29-3 ☎0887-23-1250 ※カメイクラブの注文は中学校からできます。